

鴨居中学校いじめ防止基本方針

(1) いじめの防止に向けた学校の考え方

① いじめの定義 (横浜市基本方針 P1)

文部科学省の「いじめ防止対策推進法」及び、横浜市の「横浜市いじめ防止基本方針」をうけ、鴨居中学校としてのいじめ防止対策基本方針を策定します。

★いじめとは・・・

「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的、または物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」をいう。(いじめ防止対策推進法 第2条より)

② いじめ防止等に向けての鴨居中学校の基本理念 (横浜市基本方針 P1～2)

- すべての生徒が、安心・安全に学校生活を過ごすことができるように、いじめの防止、早期発見・早期対応を推進する。
- 全職員、全生徒がいじめの未然防止の意識を高めていくように啓発するとともに、問題が起こった際には総合的に適切な判断、および対応をする。
- 生徒の自己有用感が高められる機会を学校生活の中で充実させる。

(2) 学校いじめ防止対策委員会の設置

～いじめ防止対策推進法第22条に基づき、本校に「学校いじめ防止対策委員会」を設置する。～

① 委員会の構成員 (横浜市基本方針 P11)

学校長、副校長、学年主任、生徒指導専任、生活指導部長(いじめ防止対策主任)、養護教諭、生活指導部、スクールカウンセラー(必要に応じて、心理や福祉等の専門家の参加を求める。)

② 委員会の運営 (横浜市基本方針 P11)

- 毎週金曜日に「学校いじめ防止対策委員会」を開催し、情報の共有をはかり、いじめの疑いがある段階で、直ちに対応を検討する。
- 校長等の責任者は、学校として組織的に対応方針を決定するとともに、会議録を作成・保管し、進捗の管理を行う

③ 委員会の活動内容 (横浜市基本方針 P11～12)

- いじめの防止及び早期発見のための取組を企画・推進する。
- いじめ事案に対して中核となり、組織的な取組を展開する。
- いじめに関する情報収集、記録、対応の際の役割分担等を行う。
- 重大事態発生の際には、中核となり調査を行う。
- 学校基本方針、年間計画の作成、検証、修正を行う。

～教職員への取組支援～

① 指導資料の提供と活用

・いじめの早期発見と対応に関わる指導資料を提供し、活用する。

② 研修会の実施

・年間の研修計画の中にいじめに関する内容を盛り込み、いじめの未然防止や対応について学ぶ。

③ インターネット等を通じて行われるいじめの予防

・携帯やスマートフォン、インターネット問題の講習会等を実施し、情報モラルに関する指導法の充実・改善に努める。

～生徒への支援～

① アンケート調査

- ・毎月、「生活振り返りアンケート」を行い、いじめの実態把握に努める。

② 教育相談

- ・定期的(年2回を予定)に教育相談を行い、生徒自身が不安や悩みを抱えていないか、生徒と対話することで実態把握に努める。

③ スクールカウンセラー

- ・スクールカウンセラー便りを発行し、カウンセラーの周知と教職員以外への窓口もあることを伝える。

(3) いじめの未然防止、早期発見・事後対処

① いじめの未然防止 (横浜市基本方針 P12 参照)

- ・いじめを許さない風土づくり
- ・基本的な生活習慣の確立
- ・適切な人間関係づくり
- ・あいさつ運動
- ・「わかる授業」「生徒が主体的に参加できる授業」
- ・自己有用感の醸成

② いじめの早期発見 (横浜市基本方針 P13)

- ・いじめを見逃さないための体制強化
- ・教育相談体制の充実
- ・些細な兆候であってもいじめの可能性を疑い、早い段階から複数の教職員で的確に関わることで、早期発見に努める。また、日頃から生徒との信頼関係の構築等に努め、生徒が示す小さな変化やサインを見逃さないようアンテナを高く保つとともに、教職員相互が積極的に情報交換を行い、情報を共有していく。必要に応じてメール・SNS・ブログ・HPなどの情報に注視し、ネットパトロールを行う。
- ・教職員相互の積極的な情報交換
- ・研修などによる教職員の資質向上

③ いじめに対する措置 (横浜市基本方針 P13)

- ・組織的な対応
- ・関係機関との連携強化
- ・いじめを認知した場合、特定の教職員や学年で抱え込まず、学校全体の問題としてとらえて、組織的に対応する。被害生徒を第一に考え必ず守り通すという認識を全職員で確認するとともに、加害生徒には教育的配慮のもと、毅然とした態度で指導する。その際は、謝罪や責任を形式的に問うことに主眼を置くのではなく、社会性の向上等、生徒の人格の成長に主眼を置いた指導を行う。
- ・生徒・保護者との信頼関係の確立

④ いじめの解消 (横浜市基本方針 P14)

いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされていることが必要です
《いじめの解消の要件》

- いじめの行為が少なくとも3か月(目安)止んでいること
- いじめを受けた児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

鴨居中学校では、いじめの基本対応後(基本対応とは①当該生徒から聞き取り②当該生徒保護者へ連絡③関係生徒へ聞き取り及び指導④関係生徒への連絡)も学年、学校全職員で情報を共有し、週に一度の「学校いじめ防止対策委員会」で確認を少なくとも3ヶ月の見守りを続けることとする。

⑤ 教職員等への研修 (横浜市基本方針 P6)

生徒の心理や、行為・行動の背後にある子ども同士の人間関係をとらえる教職員の能力を高める実践的な研修(生徒理解研修の推進)や、法の確実な運用を行うための研修等、学校での研修についての取組を「学校いじめ防止対策委員会」で検討し、年度初めに研修を行うこととする。

⑥ 学校・家庭・地域連携事業等との連携の活用 (横浜市基本方針 P15)

学校基本方針等について保護者や地域の方々の理解を得ながら、いじめ問題の重要性の認識を広めるとともに、いじめ問題について協議する機会を設けるなど、緊密な連携・協力を図る。いじめ問題に対して、個人情報に配慮し、保護者や地域の方たちと情報を共有し、共通理解のもと対応を図る。

⑦ 取組の年間計画 (横浜市基本方針 P12)

年間計画

| 月 | 内 容 |
|-----|--|
| 4月 | 学校いじめ防止対策委員会発足(年間活動方針等の確認)、生徒指導研修実施(いじめ防止研修) |
| 5月 | 学校・家庭・地域連携事業実行委員会、まち懇の実施 |
| 6月 | 体育祭 |
| 7月 | 保護者面談、ていねい清掃 |
| 8月 | 教育相談、学校いじめ防止対策委員会反省(前期の振り返り及び後期に向けて)、高齢者福祉施設への訪問 |
| 9月 | 体罰防止研修、人権教育研修 |
| 10月 | 学習相談、合唱大会、児童生徒交流会 |
| 11月 | 「いじめ解決一斉キャンペーン」アンケート |
| 12月 | 保護者面談、ていねい清掃 |
| 1月 | 教育相談、対策委員会(年度末反省検討)、妊婦体験・沐浴体験 |
| 2月 | 生徒指導研修会、児童生徒交流会 |
| 3月 | 対策委員会(次年度に向けて)、いのちの教室(心肺蘇生) |

※通年でPTAを中心とし、廊下に花を飾る「花いっぱい活動」と、保護者、地域、教職員、生徒会役員による「朝のあいさつ運動」を行う。

※年3回だったいじめアンケートを、29年度より「生活振り返りアンケート」とし、毎月行うことにした。

(4) 重大事態への対処 (横浜市基本方針 P16～19)

【重大事態の定義】

いじめ防止対策推進法第28条第1項においては、いじめの重大事態の定義は「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」(同項第1号)、「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」(同項第2号)とされている。

【発生の報告】

学校は、重大事態が発生した場合(疑いを含む)は、直ちに教育委員会に報告する。

- ①発生時の報告→重大事態と思われる案件が発生した場合は、直ちに教育委員会に報告する。
- ②調査・報告→対策チームを中核として、直ちに対処するとともに、再発防止も視点においた調査を実施する。さらに、その調査結果を教育委員会に報告する。
- ③生徒・保護者への報告→いじめを受けた生徒及びその保護者に対して、調査によって明らかになった事実関係を適宜・適切に報告する。

(5) いじめ防止対策の点検・見直し(横浜市基本方針 P9)

鴨居中学校は、いじめに対応する組織体制や対応の流れについて、少なくとも年1回点検を行い、必要に応じて組織や取組等の見直しを行う(PDCA)。必要がある場合は、横浜市いじめ防止基本方針を含めて見直しを検討し措置を講ずることとする。